

美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美瑛町内に定住する者が、就学のために貸与を受けた奨学金の返納に係る経費の一部を補助することにより、若者の町内定住及び町内事業所等への就業の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
 - イ 他の地方自治体が設ける貸与型奨学金
 - ウ その他町長が認める貸与型奨学金
- (2) 高校等程度以上の学種 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校（本科別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程（高等専修学校）、特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）をいう。
- (3) 個人事業主 個人で農業その他の事業を営む者
- (4) 正規社員等 次に該当する者をいう。
 - ア 雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者
 - (ア) 期限の定めのない労働契約を締結していること。
 - (イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
 - (ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
 - イ 個人事業主又はその事業に従事する者（以下「自営業者等」という
- (5) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び町に納付すべき各種使用料をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて町長の認定を受けた者（以下「認定者」という。）とする。

- (1) 高校等程度以上の学種を卒業（修了を含む。）した者
- (2) この要綱の施行の日以降に新たに正規社員等として個人事業主又は法人（国及び地方公共団体を除く。）へ就業し、引き続き就業しているものであって、今後3年以上継続して就業する見込みであるもの
- (3) 30歳以下（認定申請年度の4月1日現在）の者
- (4) 本町の住民基本台帳に登録されており、現に居住しており、かつ、過去に1年以上本町の住民基本台帳に登録されており、居住していた者で、今後3年以上継続して本町に居住する見込みである者

- (5) 高校等程度以上の学種の在学期間中に奨学金の貸与を受け、その返還に滞納がない者
- (6) 奨学金の返還に対し、他からの補助を受けていない者
- (7) 町税等を滞納していない者
- (8) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象認定申請等）

第4条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、認定を受けようとする年度の12月末日までに、美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付対象認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（別記様式第2号）又は自営業者等となったことが確認できる書類
- (2) 奨学金の貸与を証する書類の写し
- (3) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (4) 高校等程度以上の学種の卒業証明書等の写し
- (5) 誓約書（別記様式第3号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項の規定による申請があった時には、その内容を審査し、認定の可否を美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付対象認定（却下）通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付対象認定辞退届出書（別記様式第5号。以下「辞退届」という。）により町長に届け出なければならない。

- (1) 補助金の交付を辞退しようとするとき。
- (2) 奨学金の返還を免除されたとき。
- (3) 前条第2号又は同条第4号から第8号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

4 町長は、前項の規定による届出があったときは、認定を取り消すものとし、美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付対象認定取消通知書（別記様式第6号）により当該認定者に通知するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、町長は認定者が前条の規定に該当しないことが判明した時は、認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消したときは、美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付対象認定取消通知書（別記様式第6号）により当該認定者に通知するものとする。

6 前2項の規定により認定を取り消された者は、認定を取り消された年度において、再度認定を受けることはできない。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して10年を経過する日までとする。

- (1) 認定を受けた年度の初日
 - (2) 奨学金の最初の返還期日(第2条第1号アに掲げる奨学金にあつては、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第5条第1項に規定する6月経過日をいう。)
 - (3) 本町の住民基本台帳に記録されてから15日経過した日
 - (4) 正規社員等として個人事業主又は法人(国及び地方公共団体を除く。)へ就業した日又は自営業者等となった日
- 2 前項の補助対象期間は、独立行政法人日本学生支援機構に対する願出により返還期限が猶予された者がこの要綱による補助を受ける場合であっても、延長することができないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により辞退届を提出した者の補助対象期間の末日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の末日とする。
- (1) 前条第3項第1号による場合 辞退届を提出した月の前月
 - (2) 前条第3項第2号による場合 奨学金の返還の免除を受けた月の前月
 - (3) 前条第3項第3号による場合 第3条第2号又は同条第4号から第8号までに掲げる要件を満たさなくなった月の前月
- 4 補助対象期間中に第3条第2号又は同条第4号から第8号までに掲げる要件を満たさなくなった者が、再び認定の申請を行う場合であっても、補助対象期間は通算して10年間を超えることはできない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は年度ごとに行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付を受けようとする年度において認定者である者(年度の途中において、第4条第3項の規定により認定を辞退した者を含む。)とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、認定者が借り入れた奨学金に係る補助金の交付を受けようとする年度の返還金額(補助対象期間内のものに限る。以下「返還金額」という。)とする。ただし、1年度における補助金の額は、15,000円に補助を受けようとする年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が北海道美瑛高等学校を卒業した者である場合は、1年度における補助金額は、20,000円に補助を受けようとする年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。
- 3 繰上返還による奨学金の返還額は、第1項に規定する返還金額に含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式第7号)に、補助金の交付を受けようとする年度ごとに次に掲げる書類を添付の上、当該年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（別記様式第2号）又は自営業者等であることが確認できる書類（年度の途中において第4条第3項の規定により認定を辞退した者を除く。）
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度における返還金額が確認できる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付（却下）通知書（別記様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象期間内において第6条第2項に規定する交付要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消し及び補助金の返還請求を行う場合は、美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（状況報告等）

第11条 町長は、認定者に対し、必要な報告を求めることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。